

様式第3号

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成20年度 第7回 川西市社会教育委員の会		
事 務 局 (担 当 課)	教育振興部 社会教育室 (内線 3421)		
開 催 日 時	平成21年1月21日(水) 13時33分～15時13分		
開 催 場 所	川西市役所 2階 202会議室		
出 席 者	委 員	生田議長、小柳副議長、佐道委員、眞田委員、関西委員、 渡邊委員、武村委員 計7名	
	そ の 他		
	事 務 局	牛尾教育振興部長、後藤こども部長、松岡教育支援室長、 山川社会教育室長、渡瀬中央公民館長、藪野子育て室長、 横田中央公民館主幹、宮脇社会教育室主幹 計8名	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0名
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由			
会議次第	1. 報 告 (1) 阪神南地区社会教育委員協議会研修会について (2) 公民館の有効活用について (3) その他 2. 議 題 (1) 年間テーマ 「地域教育の向上をめざした仕組づくり」 3. その他		
会議結果	別紙のとおり		

議長	第7回社会教育委員の会を開会する。
事務局	挨拶
議長	1. 報告事項について、 先に（2）公民館の有効活用について 中央公民館長より報告
D 委員	中央公民館長のご説明では、従来一般使用は認めていなかった。今回の条例改正によって、登録団体より使用料は高くなるが、一般使用も認めるということで、前進である。政治に関しては、選挙管理委員会に届け出た個人演説会は、従来通りなのか。
事務局	従来通り使用可能である。
D 委員	現在の公民館の稼働率はどれくらいか。
事務局	中央公民館の稼働率は45～6パーセントである。地区館では、黒川公民館は利用が少ないので除き、30パーセント程度である。要因として、夜間の使用がなく、土日の利用も少ないことがあげられる。
D 委員	一般使用について許可する場合、夜間使用の需要が増えると予測されるが、そういった人員の確保や予算運用についてはどのように考えているか。
事務局	公民館は年末年始に休館し、それ以外は開いている。ただし、地区館の場合、館長の権限により利用がない日は閉館することができる。夜間の利用等に伴う人員は、職員ではなくシルバー人材センターに委託することでコストを抑えることができる。
D 委員	夜間を使用するにあたって、昼と夜の光熱費に大きな差ができると推測される。また、夏と冬における冷暖房の費用は、利用者に別途料金を請求するのか。
事務局	光熱水費は利用者負担のなかに含まれている。積算の中に既に含めており、別途徴収は考えていない。文化会館では確か土日料金が設定されているが、公民館は平日と土日の料金を同額とする方向で進めている。

<p>議長</p>	<p>公民館の使用と、コミュニティーセンターの使用は混乱がおきやすいと思われるので整理する必要がある。コミュニティーセンターでは冷暖房費を別途取っている。社会教育施設の宗教・政治の規制など、コミュニティーセンターでは緩和されている。混乱しないように説明をする必要がある。</p>
<p>事務局</p>	<p>コミュニティーセンターも使用料に光熱水費を含むように改正されている。地区館の集会室をコミュニティーセンターとして残している。地区館の集会室はコミュニティーセンターとしてしか使用できないようになっている。それ以外の部屋を公民館の室として一般の使用ができる。委員会としては整理できるものは、整理しようとする考えから、コミュニティーセンターを廃止して公民館に統合しようとする意見もあった。政治・宗教関係の使用に関する利用も必要であることから、コミュニティーセンターを残すことになった。問題は、地区館長が申請内容でどのように判断するか、基準を明確にしながら対応していきたい。</p>
<p>A 委員</p>	<p>コミュニティーセンターと公民館の区別が曖昧であると感じている。集会室はコミュニティーセンターの利用のみではないか。何がこれまでと違うのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまでの利用と変わらない。今まで利用できなかった、会議室や調理室が一般利用できるようになるが、それらの部屋では政治・宗教など一部の目的では使えないということである。</p>
<p>議長</p>	<p>公民館の基本的位置づけと、川西市独自のコミュニティーの別枠として使用を許可している。有料化したことによって、国からの補助金にはなにか影響はあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現行は、補助金は問題はないと認識している。ただし、すべての部屋をコミュニティーセンターと併設するようになれば、適正化法によって届出が必要となる。</p>
<p>D 委員</p>	<p>時代の流れで、一般利用は必要と思う。管理運営側にしてみると当然だろう。しかし、社会教育で言う、安価で使えることを考えていかなければならないとも思う。ただ適正な費用を負担してもらうことを大前提にという考え方であるが、果たしてそれだけでいいのか。社会教育法でいう使いやすい方法で将来考えていかなければならない。多くの人の利用が</p>

	<p>目的ならば、少ない費用で安心して使えることが一番いいのではないのか。利用者負担という時代の流れがあるので、そうはいかないと思うが。</p>
事務局	<p>利用者負担について平成16年度頃より公運審で議論をいただいている。そうした委員のご意見も含めて議会では説明をしていきたいと考えている。</p>
副議長	<p>中央公民館、文化会館との線引きについて。従来と同じと考えていいか。</p>
事務局	<p>はい。地区館は若干違う。</p>
副議長	<p>中央公民館の登録グループの申し込み開始期間は、4ヶ月前から、地区館では2ヶ月前から可能である。一般利用の場合と差はつけるのか。</p>
事務局	<p>差はつけないが、登録グループは年度当初の登録で、どの部屋が利用できるか割り当てをしている。なおかつ4ヶ月前（地区館なら2ヶ月前）の1日から数えて2週間は確保している。その後申し込みがなければ、一般使用に貸すことになる。</p>
D 委員	<p>公民館の発展のために登録グループ育成を行ってきた。最近になって使用が多くなって、開いている夜間、祝祭日に限定されてくるわけである。登録団体は育成した経過があるので、当然のこととして優先的に確保しているということである。一般使用と同様に負担するとはいっても、登録団体は相当優遇されているように感じる。一方は優先的に場所を利用でき、なおかつ料金が安い、しかし一般使用は空いているとことで、確保が難しく、さらに料金が割高である。不公平だという意見も出る可能性がある。そういった質問にどのような対応をするか考えておく必要がある。</p>
事務局	<p>条例改正を昨年3月と9月に行った。同じ市民が利用するのになぜ料金に差があるのかという意見が出ている。「行財政改革」という市の方針にもとづいた財源確保の目的として、無料から有料へと改正されたものである。施設の設置目的に応じて、行政は50パーセントを負担することになった。それ以外の方へ利用を広げ、一般利用をさせたときに行政が25パーセント負担となった。こうしたことで住み分けの方向</p>

<p>議長</p>	<p>付けをしている。</p> <p>報告の途中から議論へと移ってしまった。ここで公民館の有効利用に関する報告は終了する。次に</p> <p>(1) 阪神南地区教育委員協議会について 平成20年11月28日(金)午後2時～ 議長より報告</p> <p>(3) その他について 事務局報告。</p> <p>文化財講座、平成21年2月7日「猪名川流域の弥生遺跡～交流か、戦いか?～」を開催する。 成人式報告。</p>
<p>議長</p>	<p>議題に入る。</p> <p>各自手元に前回の議事録が配られていると思うので参照いただきたい。</p> <p>これまでは主に、学校教育とのからみの中での役割とは何かを論じてきた。後半は、社会教育施設に関わる部分に視点をあてたい。社会教育と地域教育の仕組づくりについて論じていきたい。</p>
<p>C 委員</p>	<p>配布した資料を参照していただきたい。先日、緑台小学校、陽明小学校で交流の成果をまとめてみた。一年間の事業を記念になるかと思い作成したものである。(後で回収)</p> <p>先ほど公民館の有料化について話が出たが、学校における施設の貸し出しについて考えてみたい。公民館はお金があるようになるが、では学校はどうなるのかということである。これまで、音楽室、家庭科、図工室を貸している学校がある。学校は無料である。必然的に学校への要望が増えていくのではないか。</p> <p>現在、学校は体育館などで電力の強いものを使っている。したがって、光熱水費がかかってくる。それは学校の経費である。市教委から学校には、「使いすぎで抑えろ」といわれる。光熱水費を減らそうとしているのに、利用が増えると矛盾してくる。そうなる学校も、使用料をいただく方向へ進んでいくのか。そういうことも考えてられる。</p>
<p>議長</p>	<p>それは大切な問題である。学校側でなければ、出てこない発想であり、貴重な意見である。</p>
<p>D 委員</p>	<p>学校開放というのは、社会体育の分野で、体育施設をつく</p>

<p>C 委員</p>	<p>ることができないので、日曜、夜間に各地域にある学校施設を開放するようにし、有効活用した。</p> <p>電気代等の問題を議論した。そのころは予算にも余裕もあったので問題にならなかった。財政当局との話し合いで理解してもらった。</p> <p>当時 体育館の夜間使用については、お金を入れると電気が点くという仕組みにしてはどうか。とも論議したが、工事費用までどうするのか、だれがその費用の管理をするのかということになった。公費負担を前提として、進んできた。</p> <p>体育館施設以外のものを開放してほしいといわれる。例えば家庭科室、公民館の調理室が有料になると、小学校に開放の要求が増える。団体から要求を受けたとき、貸すか貸さないかという問題が出てくる。</p>
<p>D 委員</p>	<p>施設で利用料を取っているのは、そのための条例制定をしているからである。お金をとれるような手立てをしている。学校の場合はそういった条例制定をしていないと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>学校開放は大きな意味で、社会教育施設の中に入る。そこでの有料化ですが、条例の制定が必要になる。そこで学校での有料化は難しいと思う。全国一万七千の公民館があるが、川西市には図書館・公民館・生涯学習センター・男女共同参画センターがあり、これは全国でも珍しいし。都心の社会教育施設の設置状況であり、見方によれば、住み分けして、公民館を利用いただきたい。</p> <p>ただし、社会体育で使用する体育館・グラウンドなどがあるが、学校のグラウンドはウエイトが高く、これはやむを得ないのではないかと思う。</p>
<p>C 委員</p>	<p>教室を有料で貸し出したいということではない。誤解のないよう。</p>
<p>B 委員</p>	<p>体育館の使用について、個人・団体での利用にともない発生する光熱費は支払ってしかるべきであると思う。</p> <p>ただし学校の体育館は、コミュニティーに登録して、それを仲介として貸し出している例がある。しかし、それはコミュニティーの行事に協力していくことが前提となっている。つまりコミュニティーに入会することが前提で、公的施設を使えるようなシステムが整っている地域もある。</p> <p>公民館の有料化で、学校の部屋を使わせてほしいという要望がでることは確かである。しかし、現在パトラーームが</p>

	<p>ある。これは時間があれば使用してよいという施設である。学校と個人が話し合いをして使わせてもらうものである。公表された施設ではなく、学校の保護者であるから利用できるもので、学校の「そこだけはよい」という同意で成り立っている。公民館が有料になるから、こちらに流れてくるという意見もあるが、間にコミュニティーが入り、コミュニティーの体育部に所属すると、コミュニティーの行事があるときは運動会などの行事に登録団体からお手伝いに必ず行かなければならない。それであれば、運動会などに協力できない人はお金を払ってでも有料施設を借りるだろう。そこに発生するお金に関しては、コミュニティーと市と学校が話し合わなければならないと思われる。</p>
A 委員	<p>体育館のことが話しにあがったが、それでは、他の音楽室や家庭科室もコミュニティーを通して借りれば、個人の意見だけが通るということが無くなるのではないか。</p>
B 委員	<p>現在は体育関係のみ稼働している。コミュニティーの体育部やスポーツ21という団体が間に入っている。</p>
A 委員	<p>学校も対応が難しいと思われる。</p>
D 委員	<p>本来なら学校が施設を管理すればよい。一般市民が活用できるのであれば、有効利用してもよいのではないか。しかし、学校教育が優先されなければならない。学校教育に支障があってはいけない。使用者がルールを守らなければならない。学校に迷惑をかけないという大前提で有効活用をすることが必要。</p>
議長	<p>教育委員会の来年度の教育ビジョンを述べられて、地域の教育力、生涯学習の捉え方が、どちらを向いているのかあいまいと思った。どこをめざした取り組みなのか、学校教育を中心として進められたが、生涯教育の一環としての社会教育を含めて、公民館、地域の教育力、コミュニティーを含めた捉え方を踏まえた、赤ちゃんから大人までをうたっている。しかし具体的な部分が議論されていない。一面では公民館の有料化の問題が出てきている。学校に対する期待が中心になっている。子どものことを一生懸命に考える。現場では管理者は光熱費の問題が発生している。となれば理念ではなく、具体的な形で考えていかなければならない。</p>
C 委員	<p>教育現場だけではなく、地域のことも学校が担うというこ</p>

E 委員	<p>とになると、それがいつまで維持できるかと不安である。一方において、学校は地域の核とならなければならないとも思う。</p> <p>ある地区で体育部会に関わっているので、学校のグラウンドを借り、そこで子どもたちとスポーツをしている。施設を学校が提供してくれることによって地域との輪が広がっているとも言えるだろう。文化祭でも学校を借りていて、子どもから年配の方まで集まる場所として、また子どもがそれを見ながら学んでもらえる場所としては最適なのではないか。施設を提供してもらえるということは、地域としてとてもありがたいことである。今体育部会では、3ヶ月ごとにスケジュールを組んで、土日はほとんどが埋っている状態で学校を利用している。ルールもしっかり厳守していくように心がけている。コミュニティーが窓口になっているシステムはもう出来上がっている。</p>
C 委員	<p>たとえば公民館でも、登録団体が施設を利用するために、公民館事業に手伝い・協力しなければならない。そして協力することを条件に登録グループとして認められていたという経緯がある。同じパターンとして学校施設の利用も、これまで、コミュニティーがあって、そこで年に数回の掃除等は動員されることがある。</p> <p>公民館が有料化することによって、無料のところを探す団体がでてくる可能性は高い。そこを貸さないのはなぜかと問われたとき、学校側としてどう説明するべきかを危惧している。</p>
B 委員	<p>今、心配されている問題に関して、実際に音楽室等を無料で貸し出しているところが現状で存在している。</p> <p>有料化にともなって、学校施設を利用したいという希望が増えることは考えられる。「空き教室を使わせて欲しい」「使える場所があるのではないか」という声に、学校によって貸す、貸さないということではなく、社会教育の公共の場として学校を利用するということを今後ある程度考え方を徹底していくべきではないか。</p> <p>防犯ということを言われているが、学校関係者以外の人間が学校に入ってくるということからも、これまでの方針と違うことを行っていると受け取られはしないか。</p>
議長	<p>社会教育の一環、生涯学習の一環、スポーツもあれば文化もあるが、公民館を中心とした論議をしてきた。将来的にニ</p>

	<p>ーズが起こりうるという意見が現場サイドからも出てきているし、住民の方からも出てくる。当然、公民館に関わる職員からも意見が出るだろう。特に地区館の場合、中央公民館までは遠いといった理由からのニーズがあるだろう。市教育委員会から指針的なものを検討していただきたい。基本的には、施設を開放するという姿勢で検討をいただきたい。</p> <p>さて、後半に入るが、コーディネーターを中心としたところの部分の必要性について、社会教育施設に関係付けながら19年度、20年度にわたって論議してきた。</p> <p>学校支援地域本部が出来たことで、現場の学校長、職員を含め引っ張って行くことのできる人材育成が望まれる。</p>
副議長	<p>学校支援地域本部のコーディネーターが居られて支援のボランティアを募るかたちで学校の側の方で取り組みがされている。</p> <p>公民館だけに求めてはいけないとは思いますが、公民館に集まる方々、とてもたくさんの方々がおられて、専門的知識をもっておられて、資源があるわけで、そこを個人の活動になってしまうのではなくて、それが小学校で求められる人材であればいかしていけるようにしなければならない。学校支援のコーディネーターだけではなく、9公民館あるが、職員の方だけではなくて、地域の方も含めて、両方をつなぐ、かたちをつくっていかれないと人材を活かしていけないのではないかと思う</p> <p>とくに3年後には文科省の施策は終わるので、結びつきをもてるようなかたちをつくっていかなければ、学校の中で先生が熱心に取り組んでいるが、学校外へ出たときが手薄になるので、ぜひともそうした点を公民館の職員またはそれに協力する市民が、的確に活躍できるようなシステムを作っていかなければならない。</p> <p>善意に頼っていると、気持ちが高揚しているときは続けていけるが、それが薄れていったときどうするか。熱意をもちつづけられる、人が交代していけるといった組織作りには、投資する必要があると思う。それでないと単に地域のボランティア、教育力といっても成果が上がらないと思う。</p>
C 委員	<p>川西のコーディネーターのお一人が、お辞めになったという情報があるがどうか。</p>
事務局	<p>二人いたが、そのうちひとりが家庭の事情により、辞められている。代わりの方が見つかれば2人でしていただくことも考えているが、現在は一人で仕事にかかってもらって</p>

議長	<p>る。</p> <p>運営委員会の委員長をしている。これは社会教育委員に携わる立場から推挙されたと思っている。コーディネーターからは、ボランティアの申込は多いということである。個人的に心配なのは、3年後に引き継いだかたちで市がどれだけ支援をしていけるかである。</p> <p>議論を重ねてきた上で、改めてコーディネーターの重要性が認識されてきた。同時に市民・公民館・学校、生涯学習センターのグループのOB等人材の宝が豊富にあり、登録ボランティアも数多い。しかし、コーディネーターは一人であり、社会教育室と、実行委員が5、6名いるだけである。3年後どうなるか、不安もある。市民を裏切る形ではいけない。せめて、市に1、2名専任のコーディネーターが必要である。資金面で困難だとは思いますが、敢えて今後も教育委員会に要求していかなければならない。</p>
副議長	<p>つなぎ手となる方をどうするかが問題である。</p> <p>つなぎ手が、組織なのか人なのか。行政だけではいけないし、学校の先生だけでもだめである。専門職のコーディネーターが必要である。</p>
議長	<p>我々社会教育委員として教育に欠かせないものの必要性を提言していくべきである。そもそも教育力というのは数字では表せない。それは心の問題であり、ゆとりの問題であり、豊かさの問題である。</p> <p>貝塚市の社会教育委員の報告に、子育てグループが保育所を中心とした子育ての中で、公民館活動も巻き込んで、それが全国的な動きにつながり、新聞にも取り上げられたというものがある。</p> <p>これで社会教育委員の会を終了する。 次回は、平成21年2月25日（水）に開催する。</p>